

○沖縄県警察一般職員の職に関する訓令

(昭和 47 年 7 月 24 日沖縄県警察本部訓令第 18 号)

改正 昭和 48 年 7 月 1 日訓令第 18 号
昭和 61 年 7 月 1 日訓令第 10 号
平成元年 5 月 31 日訓令第 9 号
平成 11 年 3 月 15 日訓令第 6 号
平成 21 年 3 月 30 日訓令第 13 号
平成 28 年 3 月 15 日沖縄県警察本部訓令第 6 号
令和 2 年 3 月 31 日沖縄県警察本部訓令第 10 号

昭和 54 年 4 月 11 日訓令第 10 号
昭和 63 年 3 月 15 日訓令第 2 号
平成 4 年 4 月 16 日訓令第 10 号
平成 19 年 12 月 12 日訓令第 25 号
平成 25 年 3 月 26 日沖縄県警察本部訓令第 7 号
平成 29 年 3 月 31 日沖縄県警察本部訓令第 8 号

(準拠)

第 1 条 沖縄県警察における警察官以外の事務職員、技術職員その他の職員（以下「一般職員」という。）の職については、別に定めがあるものを除くほか、この訓令の定めるところによる。

(職の種類及び職務)

第 2 条 一般職員の職は、別表のとおりとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、昭和 47 年 5 月 15 日から適用する。

附 則 (昭和 48 年 7 月 1 日訓令第 18 号)

この訓令は、昭和 48 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 54 年 4 月 11 日訓令第 10 号)

- 1 この訓令は、昭和 54 年 4 月 11 日から施行する。
- 2 この訓令施行の際、現に次の表の左欄の職に発令されている者は、別に辞令が発せられない限り同表右欄の職に発令されたものとみなす。

左欄			右欄		
区分	職		身分		職名
吏員	技術吏員	技手	吏員	技術吏員	技師
その他の職員	庁務員		その他の職員	用務員	

附 則 (昭和 61 年 7 月 1 日訓令第 10 号)

この訓令は、昭和 61 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 63 年 3 月 15 日訓令第 2 号)

- 1 この訓令は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に次の表の左欄の職に発令されている者は、別に辞令が発せられない限り同表右欄の職に発令されたものとみなす。

左欄			右欄		
身分		職名	身分		職名
吏員	事務吏員	主任	吏員	事務吏員	先任主事

	技術吏員	主任		技術吏員	前任技師
	技術吏員	航空整備士		技術吏員	技師
	技術吏員	自動車運転免許試験員		技術吏員	技師

附 則（平成元年 5 月 31 日訓令第 9 号）

- 1 この訓令は、平成元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際、現に次の表の左欄の職に発令されている者は、別に辞令が発せられない限り同表右欄の職に発令されたものとみなす。

左欄		右欄	
身分	職名	身分	職名
吏員	事務吏員	吏員	主事補
	事務吏員		主事
	交通巡視員補		交通巡視員
技術吏員	技師補	技術吏員	技師
その他の職員	運転員	その他の職員	運転士
	印刷技手		印刷技士
	電話交換手		電話交換士

附 則（平成 4 年 4 月 16 日訓令第 10 号）

この訓令は、平成 4 年 4 月 16 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 15 日訓令第 6 号）

この訓令は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 12 月 12 日訓令第 25 号）

この訓令は、平成 19 年 12 月 12 日から施行する。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日訓令第 13 号）

この訓令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 26 日沖縄県警察本部訓令第 7 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 15 日沖縄県警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日沖縄県警察本部訓令第 8 号）

この訓令は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日沖縄県警察本部訓令第 10 号）

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別表

[別紙参照]